

第1回

東京都食品安全審議会検討部会会議録

平成16年8月11日（水曜日）

第一本庁舎42階特別会議室B

午後1時57分 開会

○小川食品監視課長 お待たせいたしました。定刻よりちょっと早いのですが、皆さんおそろいですので、貴重な時間をむだにしないために、早速ただいまから第1回東京都食品安全審議会検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきまして、大変ありがとうございました。私、食品監視課長の小川でございます。議事に入るまでの間、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、中井健康安全室長より、会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。○中井健康安全室長 福祉保健局健康安全室長の中井でございます。食品安全審議会検討部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、本検討委員会の委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日はご多忙にもかかわらずご出席を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、7月29日に開催いたしました第1回食品安全審議会におきまして、食品安全推進計画の考え方につきまして、知事から諮問させていただきました。審議会において、ご説明申し上げましたとおり、食品安全推進計画につきましては、年度内の策定を予定しておりまして、審議会から来年1月に答申をいただきたいと考えております。このため、食品安全推進計画の考え方について、短期間で集中して具体的な検討をお願いいたしたく、本検討部会を設置させていただきました。

本日は、食品安全推進計画のイメージをはじめ、食品の安全確保に関する施策等につきまして資料を用意し、詳細にご説明申し上げる予定でございます。本検討部会には、審議会同様、学識経験者、都民代表の方、食品関係事業者代表の方と、それぞれの分野からご参加いただいております。極めて短い時間でご検討いただくことになり、皆様には大変ご苦勞をおかけすることと存じますが、専門のそれぞれの立場からのご活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○小川食品監視課長 それでは、早速会議に入っていきたいと思っております。

審議会規則第6条の規定に基づきまして、委員の皆様の出欠状況を確認させていただきます。ただいまご出席の委員の皆様は9名でございます。検討部会委員数10名の過半数に達しておりますので、部会開催の定足数を満たしていることを皆様方にここでご報告いたします。

次に、本日は検討部会としては最初の会でございますので、今回、部会の委員をお引き受けいただきました皆様をここでご紹介申し上げます。次第の1ページをあけていただきますと、委員名簿がございますので、これに従いましてご紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、池山委員でございます。

○池山委員 池山でございます。よろしく願いいたします。

○小川食品監視課長 次に、小澤委員でございます。

○小澤委員 小澤でございます。よろしく願いいたします。

○小川食品監視課長 交告委員につきましては、所用のため本日はご欠席されております。

次は高橋委員でございます。

- 高橋委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、高濱委員でございます。
- 高濱委員 高濱でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、田近委員でございます。
- 田近委員 田近でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、林委員でございます。
- 林委員 林でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、松田委員でございます。
- 松田委員 松田です。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、丸山委員でございます。
- 丸山委員 丸山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 最後に、湯田委員でございます。
- 湯田委員 湯田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 どうかよろしくお願いいたします。

なお、審議会のほかの委員の皆様には、検討部会委員の人選について文書でご連絡を差し上げております。

それでは、引き続きまして、事務局のほうの紹介をさせていただきます。次第の次のページをごらんいただきたいと思います。

ただいまごあいさつさせていただきました、福祉保健局健康安全室長の中井でございます。

- 中井健康安全室長 中井でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次は、福祉保健局参事食品薬品安全担当の浅井でございます。
- 浅井福祉保健局参事 浅井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 小川食品監視課長 次に、福祉保健局健康安全室健康安全課長の秋山でございます。
- 秋山健康安全課長 秋山でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、食品監視課長を拝命いたしました小川でございます。どうかよろしくお願いいたします。

次に、福祉保健局健康安全室副参事食品医薬品情報担当の古田でございます。

- 古田福祉保健局副参事 古田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、福祉保健局健康安全室副参事食品危機管理担当の長島でございますが、所用のためおくれてまいりますので、申しわけございませんがよろしくお願いいたします。

次は、生活文化局消費生活部企画調整課長の長澤でございます。

- 長澤生活文化局企画調整課長 長澤です。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、環境局環境改善部有害化学物質対策課長の池田でございますが、本日、所用のため、代理で企画係主任の渡邊が出席しております。
- 渡邊環境局企画係主任 渡邊です。よろしくお願いいたします。
- 小川食品監視課長 次に、産業労働局農林水産部食料安全室長の関根でございますが、本日、所用のため、代理で食の安全対策担当の武田副参事が出席しております。

○武田産業労働局副参事 武田です。よろしくお願いいいたします。

○小川食品監視課長 次に、中央卸売市場事業部業務課長の田中ですが、本日、所用のため、代理で食品安全担当係長の新井が出席しております。

○新井中央卸売市場食品安全担当係長 新井です。よろしくお願いいいたします。

○小川食品監視課長 以下、係長につきましては、名簿をもってご紹介とさせていただきますが、私の隣にいる中村食品安全担当係長におきましては、資料の補足説明のため、ここに座らせていただいております。中村です。

○中村食品安全担当係長 中村でございます。よろしくお願いいいたします。

○小川食品監視課長 以上、事務局の紹介をさせていただきました。どうかよろしくお願いいいたします。

なお、本日の検討部会の資料及び議事録につきましては、原則公開となっておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、部会長の選出を皆様方をお願いしたいと思います。審議会の規則第6条によりまして、本検討部会には部会長を置くことになっております。また、部会長は部会委員の互選によることとなっておりますが、皆様いかがいたしましょうか。

○湯田委員 審議会の副会長をなさっております丸山先生をお願いしたらと思います。

○小川食品監視課長 ただいま、丸山委員を部会長に推薦するというご発言がございましたけれども、ほかにご発言ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さん、異議がないということでございますので、丸山委員に本検討部会の部会長をお引き受けいただきたいと存じます。どうかよろしくお願いいいたします。丸山部会長には、部会長席にお移りいただきたいと思います。

(丸山部会長、部会長席に着席)

○小川食品監視課長 それでは、早速ではございますけれども、丸山部会長のほうからごあいさつを一言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○丸山部会長 丸山でございます。ただいま、部会長というご推薦をいただきまして、大変荷が重いと思っておりますが、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、中井室長のほうから短期間で集中的にという、厳しいご注文もあったので、できるのかなという心配もございますが、委員の先生方それぞれの立場で大変ご経験もご見識もたくさんあると伺っておりますので、皆様のご協力をいただきまして、所期の目的を達成したい、そのように努力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小川食品監視課長 ありがとうございます。

それでは、以後の進行を丸山部会長をお願いしたいと存じますけれども、検討事項に入らせていただく前に、部会運営について一つお諮りさせていただきたい事項がございます。

審議会規則には、この部会には副部会長を置く規定がございませんけれども、万が一、部会長が交通機関等の支障などで急きょご出席がいただけないような場合があるかと思っておりますので、あらかじめ部会長に副部会長をご指名いただきまして、部会長にかわって進行していただける形をとらせていただけないかと考えております。どうかよろしくご検討をお願いしたいと思います。

○丸山部会長 私もぜひそうさせていただきたいと思っております。もしよろしければ、

私としては高橋委員にお願いしたいと思っておるのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小川食品監視課長 では、高橋委員、そういうことでお引き受けいただけるのでしょうか。よろしく申し上げます。

それでは、お席の移動を副部会長席のほうにお願いいたします。

(高橋副部会長、副部会長席に着席)

○小川食品監視課長 それでは、以後の進行につきましては、丸山部会長のほうからよろしくお願いいたします。

○丸山部会長 それでは、高橋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、実質的な議事に入りたいと思います。

最初に、先ほどから事務局あるいは室長のほうからご案内がございましたように、7月29日、つい先日でございますが、食品安全審議会でもって、考え方を出すという宿題をこの部会にいただいたわけでございます。その考え方といっても、なかなかイメージをするのが大変な内容だと思いますので、事務局のほうから、この推進計画全体のイメージというものを資料に従ってご説明いただくのが一番だろうと思いますので、どうぞ事務局から説明をいただきたいと思っております。小川課長さんのほうからよろしくお願いいたします。

○小川食品監視課長 それでは、部会長からのご要請によりまして、私のほうから推進計画全体のイメージについて説明させていただきます。

恐れ入りますけれども、次第の3枚目に「東京都食品安全推進計画のイメージ」、資料1がございますので、お開きいただきたいと思っております。横長の若干詰まった図ではございますが、一応、これが推進計画のイメージと考えてございます。この件につきまして、私のほうから説明させていただきます。

まず、計画というものがどういうものであらねばならないかということを考えますと、まずグランドデザインがある程度できていて、その中に盛り込む内容をご議論いただくのが一番わかりやすいかと存じます。これはイメージ案ということでございますけれども、全部で第5章の章立てを考えております。この5章につきましては、それぞれ、もしご承認をいただければ、後で詳しいご説明を申し上げます。

まず第1章、これは「はじめに」のところなのですが、計画策定に当たってということで、これまでの計画の策定の背景でありますとか、計画の策定に当たっての趣旨、位置づけ、そういうような計画全体のはじめの部分を書き込もうと考えております。これにつきましては、少なくとも食品安全条例に規定された内容でありますので、その線にある程度沿った形のものをつくっていくわけです。

第2章といたしましては、食品安全推進計画の考え方を示します。ここは考え方というよりは、章立て全体の構成をこんなような形にしたらどうかというものを示しております。まず、基本理念をお示しいたしまして、基本理念に基づきまして、施策の体系化、総合的な推進というような内容を盛り込み、その中で、私どもの考えている目玉ということで、戦略的プランというようなものを盛り込みます。こういう計画を、計画を策定した後どうするのかというようなところまで含めて、5年間の期間をかけて、進めていこうと考えております。期間につきましては、皆様方のご意見をいただきたいと思っておりますけれども、食

品安全対策の新たな考え方の中には非常に斬新的な内容も盛り込まれておりますので、短期間ではなかなか達成が難しいような、少し中長期的な取組が必要な内容も考えられます。このため、計画の全体像は一応5年間を考えてございます。

次が、施策の体系ということですが、皆さん既にお気づきの方もいらっしゃるかと思いますが、東京都が今まで食品安全対策としてどのようなことをやってきて、どういうふうな体系的なかわりになっているのかということをお示しした図があまりございません。これからやろうとする施策を、まずここできちんと体系化して、そういう体系を示しながら、その中身をどうやって進めていくかということ、まずここでお示ししたいと考えてございます。

体系化するに当たりましては、三つの大きな柱を今のところ考えてございますが、条例の中に盛り込まれている内容が当然含まれております。調査研究でありますとか、連携でありますとか、そういう食品の安全を確保する施策の基盤となるようなものを下支えとして、安全な食品の供給、生産から消費まで一貫した未然防止・拡大防止、それに関係者による相互理解と協力の推進、こういう柱立てのもとに施策を体系化したものを整理してお示ししていこうと考えております。

それから、第4章の戦略プランにつきましては、まだざっくりとしたものしか書いてございませんけれども、先ほども申しましたように、細かいそれぞれの事業の中には、やはり重みづけが必要かと考えてございます。特に、食品の安全確保の新しい考え方に基づきますと、食品安全の中には、従来の食品衛生というようなもののみではなく、リスク分析の考え方に基づいたいろいろな取組が含まれております。そういうような新たな取組等につきましては、やはり重点的に進めていく必要があると考えておりますので、この戦略プランというものを考えてございます。

第5章は、計画の実現に向けてということで、推進体制、これは庁内の連携を図るために設置している推進調整会議というものがございまして、そういうところで、どのような形でこの計画を推進していくのかとか、計画を推進した後の検証、どのような成果が得られているのか、結果になっているのか、いわゆる進捗状況等も含めまして、どういう形で検証していくのか示すことを考えております。

こういうように、グランドデザインといたしまして、第1章から第5章の項目を立てまして、計画を考えていったらどうかということでございます。

雑駁ですが、以上でございます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明、まだ具体的にどうするというイメージが十分わからないかと思うのですが、委員の先生方には時間が短かったのですが、前もってこの資料はお配りしてあると聞いておりますので、あるいはご検討いただいた方もいらっしゃるかと思うのですが、今の事務局からの説明に対しまして、何かご質問ございましょうか。

いかがでございますか。今のところは、こういうグランドデザインとしてこういう形にしていってどうかというご提案なのでございますが。

○林委員 まだまとまった考えということではなくて、思いつくままに発言させていただきます。まず、この計画は確かに行政の計画、特に条例に基づく一種の法定計画だと思います。しかし、それと同時に、都民に対して、この計画そのものが一つのリスクコミュニ

ケーションの素材であるという形でとらえるという視点もあるかと思えます。

そうしますと、例えば、文章が非常にわかりやすいものであるとか、この計画を消費者団体が勉強会でテキストとして使って有益なものであるとか、そういう発想があってもいいのかなと思えます。

それから、食品の安全の施策の体系というのはなかなか複雑ですから、特に国の施策と都の施策がどう関連しているのか。あるいは、市区町村にも食品安全政策はあるはずだと思うのですが、そういうものとの絡み合いだとか、あるいはリスク分析というのは新しい考え方ですから、その辺も少しかんで含むような記述があったほうがいいという感じをとりあえず抱いております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ただいまの林委員のご提案は大変貴重なものだと思います。この推進計画そのものがリスクコミュニケーションだと。この視点は大変大事なのだらうと思えます。あるいは国や市町村との関係ということも十分考慮して、この推進計画を策定していくべきだというお考え方をいただいたと思えます。

ほかにございましょうか。

○高濱委員 食の安全の実現に向けて、理念的なものを含めて、関連する施策を食品安全推進計画という形に体系的におまとめになるというのは、事業者側にとりましても有意義なことではないかと考えてますので、ぜひともわかりやすい文章でおまとめいただきたいと思えます。

最近片仮名や専門用語が多く、事業者のほうでもなかなか理解するのが難しいという事情もございますので、ぜひとも、難しい言葉には解説をつける等の工夫をしていただければありがたいと考えております。

質問ですけれども、東京都では、食品衛生法に基づいて食品衛生監視指導計画というものを策定しておられますけれども、東京都で食品の安全に関連して策定されておられる計画というのは、この食品衛生監視指導計画以外に何かあるのかということと、それから、そういう計画と、今回つくられようとしている食品安全推進計画との関係と伺いますか、役割分担がどうなっているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、食品安全推進計画の期間は5年間ということでございますが、私も5年間というタームは適当ではないかと思っておりますけれども、この計画は毎年見直されるのか、それとも一たん策定したら、あとは5年後に改訂をされることになるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○丸山部会長 事務局、その2点、よろしゅうございましょうか。

○中村食品安全担当係長 まず、東京都の計画でございますが、食品の安全、それから食品の衛生という分野におきましては、今、高濱委員のほうからお話がございました、食品の監視指導計画、これは食品衛生法に基づきます単年度計画でございます。それ以外には今のところ計画はございません。

今回、皆様方にご審議いただいております食品安全推進計画でございますが、これは単年度計画ではなく、あくまでも中期的な展望、そういうものを東京都として示していきたい。さらに、食品衛生法というスパンではなく、いわゆる食品の生産から消費に至るまで幅広いスパンについての東京都全体の計画というようなものをつくっていきたくて考えて

おります。

それから、2点目の5年というスパンでございますが、条例の中でこの計画に基づきまず実施条件につきましても公表していくというようなことを明らかにしてございます。それをどのぐらいのスパンで公表していくのかということにつきましては、まさにこの審議会のほうでこれからご検討いただく内容かと思いますが、5年というスパンで、じゃあ5年に1回しか公表しないのかというと、なかなかこういったご時世、難しい部分もあるのかなと思っておりますので、適切な、状況に応じたような計画の改定が行える、そんなような計画、それから公表の仕方ということについてご検討いただければと考えております。

以上でございます。

○丸山部会長 高濱委員、よろしいでしょうか。

○高濱委員 はい。

○丸山部会長 小澤委員、どうぞ。

○小澤委員 一つだけ。これをつくるに当たって一番大事なことは、摘発だとかピックアップということではなくして、指導、支援という立場でこのマニュアルをつかって、そういう体制をぜひともつくっていただきたい。指導する、支援する、フォローすると、こういう形のやり方が大事だろうと。

一方で、昨日お話があったのですけれども、チェーン協会、フランチャイズ協会、百貨店協会など、こういうものに入っていない企業が70%あるという事実でございます。

70%のお店があるわけです。そこに対してどうブレークダウンして、この情報を付与していくか。このやり方というものをしっかりやらなければ、幾らいいものをつくっても現場では流れない。この現実の恐さをしっかりとつかんでおいていただきたい。

よくテレビで表示の問題、偽り表示があると。全くチェーン協会に入っていない、フランチャイズ協会に入っていない、そういう企業がたくさんあるわけです。それに対してどうするかということをしかりとやってもらいたい。そのために私ども、テレビに問題提起していて、いや、これはチェーン協会がやっている、どこのスーパーがやっている、全くそれは協会側に入っているのはやらせていませんし、やっていませんと。そこに漏れている企業がたくさんあるという、この現実、これをしなければ格好だけ、上滑りだけになってしまうから、そういうことのないように。

一方で、摘発とか監視というよりも、教えてあげる、指導してあげる、支援してあげると、それからどうやるんだということをしなければ一向によくならないと思います。その辺をよろしく願いしたいと思います。

○丸山部会長 今の小澤委員のご指摘のところから、事務局のほうでご意見がありましたら。

○小川食品監視課長 小澤委員のおっしゃることは全くそのとおりだと思います。単に絵にかいたモチをつくただけでは何の意味もありません。都民の食の安全に対する不信や不安がいかに増大しているかということが、計画をつくる背景でございます。当然、そのようなものを解消するために、この計画を総合的につくるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、この計画は生産から消費まで網羅しておりますので、単にぼんと全体を示すのではなくて、それぞれの生産段階、消費段階、製造段階、いろいろなレベルに合った計画の取組があるのだということをしきめ細かくお知らせしていかなけれ

ばならないと考えております。

昨今、いろいろな中毒の防止とか、危害の未然の防止とか言われますが、よく知らせて、みんなで気をつけようというような、よく知らせる部分が欠けているというご指摘を随分受けております。全く小澤委員のおっしゃるとおり、そういう協会に入っていない方たちに対しても、きめ細かく普及させていかなければならないのは、当然、私ども行政の役割だと感じておりますので、今のご意見につきましては重々深く受けとめていきたいと思っております。

○丸山部会長 それが先に行つての話なのでしょうけれども、いわゆる戦略的プランというもので検討していくことになるのだろうと私自身は思っております。そういうふうにも考えてもよろしいわけですね。具体的なものは、この戦略プランの中でもっと詰めていくということでございますね。

○小川食品監視課長 その戦略プランの段階になりましたら、また私どものほうで、今、小澤委員がおっしゃったような内容と絡む部分が出てくると思いますので、その点につきましてはまたその時点でいろいろとご意見をいただきたいと思っております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

池山委員、どうぞご意見を。

○池山委員 これは推進計画審議会の検討スケジュールなどのときでも具体的に発言したいと思っておりますけれども、ほんとうにすべての都民に、この推進計画というものを、都がこれだけの計画を持っているのだということを知っていただくということがとても大事なことだと思います。この推進計画自体も、都民の意見というものを旺盛に取り入れてつくるべきだと考えております。

そういう意味では、非常に短期間ということではございますけれども、なるべく機会を見つけて、直接この計画に対して都民がどういうふうを考えているかということを中心に聞く機会を多く持っていただきたいということが一つです。

それから、第5章、計画の実現に向けてのところでは具体化されると思うのですけれども、ややもするとこういう計画は、幾らすばらしいものをつくっても、それが具体的に実施されてどうなのかというのをきちんと検証することがすごく大事だと思います。この第5章のところは、今後の大きな問題だと思うのですけれども、この辺は非常に大事なことで、この検証も行政のところだけで検証ということではなく、やっぱり検証のところも都民に広くどうなんだろうかというふうに、この計画が実施されて、どういうふうに都民は感じていて、実施はどういうふうに都民自身が具体的にこれについて考えているかというのをきちんと意見を聞く。そういうふうな検証と公表をしていただきたいということを要望します。

○丸山部会長 ありがとうございます。

この都民に対しての情報の提供、あるいは意見をお聞きするということは、この推進計画そのものは事業にあります中間報告が出た時点でのパブリックコメント、あるいはこの間も審議会の中でお話に出た、公聴会のようなものをお開きになってご意見をいただくという計画があると伺っています。そういうことでよろしいのでしょうか。

○小川食品監視課長 この間の親委員会のときにも貴重なご意見をいただいておりますので、この部会でそのような形でご議論いただければ、当然、それは私どもの中に入って

るという考えです。

○丸山部会長 それからも一つ、先の話ですけれども、検証の部分も都民一人ひとりがそういうことを共有していくということの池山委員のご意見だったと思うのですが、その点につきましては。

○小川食品監視課長 今はこう考えているということですが、当然、検証したものを公表いたしますので、公表する際には、同じように意見を聞くような機会を設けていきたいと今のところ考えてございます。これは部会の中でもまたご議論いただける内容だと思いません。

○丸山部会長 そのほかにございましょうか。

それでは、各章の章立てをこういうふうにするかどうかという細かいことより、全体的なイメージで、あるいはそのイメージより、今、ご議論をいただいたので、こういう方向性で行くということではよろしいでしょうか。

そうしますと、これで進めていくということで、各論を検討する前に、どういう計画でこれを進めていくかということのほうを先に決めておくことが大事だと思いますので、そのスケジュールについて事務局から説明してください。

○小川食品監視課長 それでは、資料2をごらんいただきたいと思います。そこに検討スケジュール（案）というものがお示ししてあります。これに基づきまして説明いたします。

まず、7月末に第1回の審議会を開催させていただきました。この中で部会の設置が決まりまして、本日8月11日の第1回検討部会の開催になっております。今、ご承認いただきましたグランドデザインについて、その内容をいきなり皆様方に全部ご説明するのは難しいと思います。いくつかの部分に切りわけながら、事務局のほうでご説明を申し上げて、その内容に沿った形で皆さん方のご意見をいただき、それを1回、2回と繰り返しまして、それで少しずつまとめていったらどうかと考えております。

先ほどのグランドデザインのイメージ図の中の、計画全体のイメージについてという部分は、今、いろいろご議論いただきました。お時間が許せば、できることなら、そのイメージ図の中の第3章の計画の体系ぐらいのところまで、本日の第1回の部会でご議論をいただければと考えてございます。

次に、第2回につきましては9月の上旬を考えてございますが、一番目玉になる戦略プランのところの内容について詳しくご説明を申し上げるとともに、第1回のご議論いただいた内容も皆様方にお示しいたしまして確認をさせていただきます。

それから、その後の第4章、今、池山委員からご意見が出ました第5章あたりまでをご議論をしていただき、また、中間報告はこういう形でまとめたいというものをお示ししまして、その辺もご議論をいただきたいと思っております。

非常に短い時間で盛りだくさんな内容になって申しわけないのですが、1回目、2回目で中身をかなり詰めていただきまして、第3回につきましては、中間報告のとりまとめを皆さん方からご意見を踏まえて、こちらのほうで再度整理させていただいたものをお示ししたいと思っておりますので、第3回の検討部会では中間報告について再度皆さん方にご議論をいただきたいと思っております。

それを踏まえまして、第2回の審議会を10月のはじめに開催させていただきます、部会で検討された中間の報告を審議会のほうに報告させていただきます。それで、審議会の

ほうで中間のとりまとめが承認されれば、その時点で公表という形をとっていきたいと思っております。

中間の報告に対するパブリックコメントをとるとともに、意見を聞くような機会を設けたほうがいいということのご提案がありましたので、その辺につきましても細かいやり方をお諮りして、ご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

いろいろなご意見をいただいた後に、その内容等を踏まえて、中間の報告の再検討を行うために、10月中旬以降から12月ぐらいまでにかけて、再度部会を開催させていただきます。まだどういう内容になるかわからないものですから、そこには具体的な回数は書いてございませんが、数回の部会を開催させていただきます。最終的には1月上旬になるかと思っておりますが、部会としての最終とりまとめを行っていただきたいと考えております。

それを踏まえまして、第3回の審議会で、部会報告とともに答申内容をとりまとめて答申をいただくというスケジュールです。これをいただいた後、年度内に行政計画として確定をするというような、若干あらあんなスケジュールでございますけれども、そのような形でとりまとめをしていただければと考えております。

以上です。

○丸山部会長 ありがとうございます。

このスケジュール、いかがでございましょうか。いかがでございましょうかというより、10月はじめに審議会のほうへの中間報告ということをしなければいけないと。短期間でということでは、こういうふうになって来るざるを得ないというのが現実でございます。この部会での審議は、今回と第2回が非常に大事な会議になるという位置づけになってまいります。こういうスケジュールでいかがでございましょうか。何かこれについてご注文があればお伺いしたいのですが。

よろしゅうございましょうか。今回と2回、3回……。

池山委員、どうぞ。

○池山委員 スケジュール的にはとても無理だというのはよくわかるのですが、食品安全条例をつくりましたときに、中間報告でパブコメを求める前に、ほんとうに粗い段階でしたけれども、意見を聞く会というものを持ちました。私なんかにとっては、すごくそれが、中間報告なんかだとある程度固まった段階で、まさに皆さんのご意見を聞くのですが、その前にとりあえず委員会か何かの主催で意見を聞いたというのが、とても新しいというのか、こういうものに対して非常に早い段階から都民の意見を聞くということで、よかったなと思っております。これはやっぱり中間報告を公表した後でないと無理なのかなと思って、ちょっと残念です。

そうはいつでも、私どもが粗い段階でもかなり都民の方に広く公表できるようなものができるかという、それもまだ私も自信がないので、やってほしいと強くは言えないのですが、ああいう形は無理なのではないでしょうか。

○丸山部会長 事務局いかがでしょうか。今のご意見につきまして。

○小川食品監視課長 まず、このような審議会、または部会の資料につきましては、まだあらあんなものですが、すべてオープンにします。クローズではなくて、審議の過程のものですべてオープンになっておりますので、当然、注目されている方、ご関心のある方は、インターネットでござんいただけるシステムになっております。

ある程度皆さんのご意見をまとめたものが整理されたものとして出ていかないと、やはり方向性とか考え方が十分に煮詰まっていない段階で出してしまうと、計画全体の流れが少し変わってくる可能性があります。再度部会に差し戻して、いろいろなところをもう1回議論しなければならないというところがでできますので、私どもといたしましては、とりあえず中間の段階までは、ある程度きちんと皆さん方のご意見をとりまとめた形といたしますか、整理された形のものを出していくべきではないかと考えております。

○丸山部会長 そうしますと、関心のある方はインターネットで見れるから、そういう形でも出てきたものを、この部会のたびに、何かご意見があったら、こういう部会の場でもって皆さんにお知らせいただくというような、そういう作業をしていただければ、今の池山委員のご意見が少しは反映されるのかなと思いますが。

やっぱり、全体的に広く聞くというのは、ある程度こちらのものがまとまっていないと難しいという現実もございますので、そういう形で池山委員、よろしゅうございましょうか。今の事務局からのお答えも含めて。

○池山委員 この資料が全部オープンになっていると。それに対して意見を言いたい人は、そういうふうなものにあまり時間を取っては大変かと思えますけれども、一定の形でここに反映させていただけるということでしたら、残念ですけれども、しょうがないと思えます。

○丸山部会長 どうもありがとうございました。

このスケジュールについてほかにご意見ございましょうか。

それでは、このような大変タイトなスケジュールなのですが、こういう形で進めさせていただきたいと思えます。

それでは、先ほどの事務局からのご提案では、今日は第1章、第2章、第3章あたりまでをご検討いただきたいと、こういうことでございますので、まず第1章の計画策定に当たってというところのご説明をいただきたいと思えます。これは1章ごとに説明なさいますか。どういうふうにしましょうか。

○中村食品安全担当係長 続けてやらせていただけますでしょうか。

○丸山部会長 1章から3章まで続けてよろしく願いいたします。

○中村食品安全担当係長 それでは、ただいま部会長のほうから説明がございましたとおり、第1章から第3章まで、お手元の資料に沿った形でご説明をさせていただければと思えます。お手元の資料3ページの資料3をごらんいただきたいと思えます。

第1章「計画の策定にあたって」の概要（案）を図にしたものでございます。どういう形での構成にするかということでございます。左上のほうに「はじめに」というフレームがございしますが、冒頭の部分という形になります。この部分におきまして、東京都が食品の安全確保に取り組んでまいりました、過去からの経過を簡単に述べていきたいと考えております。

具体的には、1980年代になりますけれども、輸入食品の増加であるとか、あるいは農産物への残留農薬の問題、あるいは畜産物への抗菌性物質の残留、さらにはチェルノブイリ原発事故によります放射能汚染の問題、さまざまな食品の安全に関する課題が発生してまいりました。

こうした中で、都民の食品の安全に関する関心が高まってまいりまして、平成元年であ

りますけれども、食品安全条例制定の直接請求などがございまして、平成2年に東京都におきます食品安全対策にかかる基本方針、こういうものを策定してまいりました。この基本方針に基づきまして、東京都では監視事業の強化でありますとか、あるいは調査、研究の推進、都民への情報提供への推進、関係機関との連携強化に取り組んできたものでございます。こうした経緯を踏まえまして、都が取り組んでまいりましたことにつきまして、この計画のはじめに記載をしておきたいと考えております。

次に、食品の安全確保における現状・課題というものでございますけれども、都が基本方針を策定いたしましたから10年ほど経過をいたしました平成13年になりますけれども、我が国の食品安全行政が大きく転換する事件、事故が発生したわけでございます。言うまでもなく、BSEの発生と、それに関連しました牛肉の偽装表示、また、その他にも食品の安全を揺るがす事件等があったわけでございます。

こうした事件、事故が発生した背景につきましては、国のBSE検討委員会のほうで課題の検証が行われておりますけれども、それまでの対応としまして、生産者を優先し、あるいは消費者保護を軽視していたというようなこと。あるいは、縦割り行政の弊害として、生産段階と製造・消費段階での対策の連携が不十分であったこと。あるいは、事故を未然に防止して、リスクを最小限とするシステムの欠如などが指摘をされております。

これに対しまして国におきましては、昨年5月に食品安全基本法を制定いたしまして、内閣府に食品安全委員会を設置するなど、リスク分析の考え方に基づいた施策を進めているところでございます。

一方、東京都でございますけれども、法に基づき施策を実施するというリスク管理機関、これが東京都の役割になっているわけでございますが、こうした施策を策定して実施するに当たりましては、都における地域特性というものを踏まえて、その特性に応じた適切かつ迅速な対応を講じていくことが求められています。右のほうの「東京の地域特性」と上に書いてある部分でございますけれども、このために、本計画に当たりましては、都の地域特性というものを整理していきたいと考えております。

資料3の右上に、都は我が国最大の消費地であるということ、また、消費するだけではなくて、食品の流通拠点、あるいは情報の集積地であるということ、さらには現在、大消費地東京におきまして食品の安全に関する関心が非常に高まりを見せているということ、こういった地域特性を踏まえていきたいと思っております。

なお、この地域特性を踏まえるデータとしまして、お手元の参考資料2というところで、都の人口であるとか、あるいは飲食料関係の事業所数であるとか、あるいは卸売市場を経由する生鮮食料品の割合であるとか、さらには平成15年度の都政モニターアンケートの結果などをまとめてつけてございます。今、詳細にご説明申し上げておりますと、時間の関係もございまして、後ほどデータのほうをごらんいただければと思っております。

さて、こういった地域特性を踏まえますと、東京における食品の危機は日本の危機につながっていくと考えております。都民の食に対する不安、不信を解消し、その健康を守っていくためには、国による体制整備とともに、国との役割分担を踏まえまして、都としての食品の安全・安心確保に向けた自治体レベルでの仕組みづくりを進めることが東京都の課題であるということをご明らかにしていければと考えています。

さらに第1章では、こうした課題に対します都の取組としまして、本年3月に制定をい

たしました食品安全条例の経緯、趣旨、または本条例をはじめ、消費者の権利の確立を目的としております消費生活条例など、ほかの諸条例が補完しあいながら、食品の安全確保を図っていくということも明らかにしていきたいと考えております。

さらに、そういったことを踏まえまして、今回、この審議会で考え方をお話し申し上げさせていただいております、食品安全推進計画の策定の趣旨につなげていきたい。そんな流れをこの第1章でつくっていききたいと思っております。

また、さきの第1回の食品安全審議会の席上でご説明しましたとおり、本計画につきましては、都の施策の総合的な体系、それから中期的な方法、さらに都が重点的に取り組むべき事項、そういうものを明らかにするというのをこの第1章のほうで明確にしていきたいと考えています。

以上が第1章の概要でございます。

次に、お手元の4ページ、資料4をごらんいただければと思います。資料4は、第2章の「食品安全推進計画の考え方」の概要（案）という形でお示しをさせていただいております。資料1でご確認いただきましたとおり、本計画につきましては、ともすればこの体系である基本的なプラン、それから、今後、重点的、優先的に取り組むべき課題であります戦略的プランについて明示をしていくということを第2章で明らかにしていきたいと考えます。

冒頭でもご説明申し上げましたが、本計画は食品安全条例に基づき制定されるものでありますので、本計画を推進する上で、食品安全条例第3条に掲げられております基本理念、これを踏まえて施策を実施していきたいと考えておりまして、この第2章で計画の基本理念、これは条例の基本理念に沿った形ですけれども、そういうものを明らかにしていきたいと考えております。

また、計画の期間でございますが、これも冒頭申し上げましたとおり、本計画は5か年計画といたしまして、向こう5年で都が取り組むべき課題と、その解決に向けた施策の方向を示すものということを明らかにしていきたいと考えております。

以上が第2章という形になります。

続きまして、第3章でございますが、お手元の5ページをお開きいただければと思います。この第3章でございますけれども、これは東京都が食品の安全確保に向け実施しております施策の体系を都民にお示しをしまして、都がどのような考え方で、どのような施策を実施しているのか、また、していこうとしているのか、そういうものを示していきたいと考えております。

資料5でございますけれども、この資料は、今回、委員の皆様にご覧いただきたくということで、あらあらの資料という形で作ってございます。5ページの左側をごらんいただきますと序説とございますけれども、まず体系化に当たりまして、都の施策を四つの事項に分類していこうと考えております。まず、ごらんのとおり三つの柱というものを掲げてありますが、この柱は、さきの第2章で述べました三つの基本理念を踏まえたものということがおわかりいただけるかと思っております。

1といたしまして、安全な食品の供給を掲げてございます。これは食品の供給者であります事業者の方が、まず安全な食品の供給に取り組むことによって安全確保を図っていくという趣旨でございます。

2といたしまして、生産から消費まで一貫した未然防止・拡大防止を柱という形にしてございます。これは食品の生産から消費に至るフードチェーンでございますけれども、そのすべての段階で科学的知見に基づき健康への悪影響を未然に防止していこうというものでございます。

第3といたしまして、関係者による相互理解と協力の推進ということを掲げてございます。これは都、都民、それから事業者がそれぞれの役割を果たしながら、さらに相互にその取組を理解して協力しあいながら、食品の安全確保を推進していこうというものでございます。

さらに、4という数字は振っていないのですが、下のほうに、以上の三つの柱を支える基盤づくりというものを掲げてございます。これはさまざまな施策の基盤となる、あるいは基礎となる調査、研究の推進であるとか、あるいは消費地東京としまして食品の産地であります他の自治体、あるいは輸入検疫しております国との連携などを進めていこうというものでございます。

以上、三つの柱と基盤づくりのもとに、東京都が取り組むべき施策を体系化していきたいと考えております。

次に、各柱ごとの体系のイメージでございまして、5ページの右側から7ページにかけて、そのイメージをお示ししてございます。ごらんとおり、各柱ごとに概要と方向性というものを簡単に説明をした後に、各柱のもとで推進する施策を掲げています。

5ページの右側をごらんいただきますと、「1. 安全な食品の供給」ということが掲げてありまして、その下に、だ円で「事業者の自主的衛生管理の推進」という施策を掲げてございます。このだ円で囲んだ部分につきまして、この施策の現状と課題というものを説明し、その課題を踏まえた対応を明示していこうと。最後に、この対応の具体策として、実際に何を実施するのか、実際にどういう事業を実施するのかということに記載いたしまして、その具体的な事業の目的、概要、さらに取組の方向というものを示すことによりまして、今後5か年で東京都が取り組むべき施策の全体像と方向性、こういうものを明示していただくと思っております。

また、実際の事業の中には、HACCPであるとか、あるいは安全品質管理者など、専門用語や、あるいは都独事業の名称がたくさん出てまいります。これらにつきましても、簡単な解説欄を設けていきたいと考えております。先ほど、林委員のほうから、わかりやすくというご指摘もございました。例えば、リスクコミュニケーションであるとか、そういう文言につきましても、こういった解説欄を設けて解説していくことによって、わかりやすい計画にしていけるのではないかとイメージをしております。

なお、本日なのですが、この解説欄のかわりとして、用語解説という資料をご用意させていただいております。これも後ほどごらんいただければと考えております。

以上のような、各柱ごとに事業を説明していくわけですが、その全体像を資料6につけてございますので、ごらんいただければと思います。

8ページをごらんいただきますと、それぞれ三つの柱と、それを支えます基盤づくりに、それぞれだ円で囲んである部分でありますけれども、施策が枝についております。さらにそこから具体的な事業という形で枝が出ているという形で、都が実施する施策の全体像を構成している関係となっております。なお、各柱から出ておりますだ円で囲んだ枝なんで

すけれども、食品安全条例におきまして、都の責務としての規定がございます。実際には第8条から第20条までという条項になりますけれども、その事項と、このだ円で囲った部分というのはリンクをしているとご理解いただければと思います。

以上が第3章の全体像という形になります。

続きまして、第3章におきます各柱ごとに掲げました施策の事項について簡単に説明をさせていただければと思います。お手元の9ページになります。資料7をごらんいただければと思います。

資料7では、今の体系の中で、だ円で囲んである各施策について、その現状と課題、あるいは課題に対する対応方針、そういうものを表にしております。さらに、対応方針に基づき、実際の個別の施策事業が参考資料1というものが別添でついてきたと思いますけれども、そちらのほうにまとめてございます。今回、時間の関係もございまして、参考資料のほうは申しわけございませんが後ほどご確認いただくという形にさせていただきます。資料7を中心に説明をさせていただければと思います。

それでは改めまして9ページをごらんいただければと思います。ここでは柱の一つでございます安全な食品の供給におきます三つの施策を表にしております。事業者の自主的衛生管理の推進、生産から消費に至る各行程での情報の記録等、事業者に対する技術的支援、三つの枠でございます。

まず、事業者の自主的衛生管理の推進でございますけれども、この事項につきましては、その重要性というのは従来から指摘をされてきた部分かと思っております。しかし、現実的には、各施策ごとにその取組に差があるとか、また、自主管理に取り組んでいることが外部から非常に見づらくて、自主管理が促進されないという側面がございます。したがって、都としましては、本年1月から食品衛生自主管理認証制度を開始しておりますけれども、現在、その対象が2業種にとどまっているという現状でございます。このため、今後5年間の対応といたしまして、自主管理の取組が客観的に評価されるような仕組みを、より多くの業種を対象に構築していくこと、また、農林水産物の生産段階におきましても、HACCPの考え方を導入した自主管理に向けた取組のきっかけづくりなどを進めていくということにしております。

二つ目の施策の生産からの消費に至る各行程での情報の記録等ですが、食品の生産、製造、流通、販売を通じまして、どのような食品を仕入れ、どこに販売したかといった記録、これにつきましては事故等の原因究明や消費者への情報提供のために必須と言ってもいいような情報かと考えております。このため、東京都では、こうした情報の記録とその保管を推進するため、トレーサビリティの導入に対しまして、国の支援策を通じてのデータベースの構築であるとか、あるいは情報関連機能の整備等の促進を図っていきたくて考えます。また、事業者が遵守すべき事項であります、管理運営基準がございますけれども、これに記録、保管に関する規定を整備するなど、対策を強化していきたくて考えております。

三つ目の施策でございますが、事業者に対する技術的支援でございますけれども、食品の生産、製造技術や法制度が複雑多様化する中で、事業者が適切な衛生管理を行うのは非常に難しい。常に新しい技術、知識が必要となっているということでございます。なお、このため、講習会等を通じまして、法整備であるとか、法改正の概要等につきまして、わかりやすく適用していきたくて。また、農業改良普及センターにおきまして、農産物の安全

確保であるとか、あるいは新たな家畜の感染症に対応した生産技術の普及でありますとか、食品技術センターにおきます最新の製造・加工技術の普及など、技術的支援を行っていきたくて考えております。さらに、食品衛生責任者など、各施設で食品安全管理の核となる人材がいるわけですが、そうした人材に対します実務講習会の開催などを通じまして、法令等を遵守した安全対策の徹底を図っていきたくて考えております。

続きまして10ページをごらんいただきたくと思います。ここでは二つ目の柱でございます生産から消費までの一貫した未然防止、拡大防止に関する施策を四つ掲げてございます。

まず第1に、情報の収集、整理、分析及び評価の推進についてでございますけれども、都は都民に身近な自治体としまして現場の情報をいち早くキャッチをしまして、これを分析して、さらに施策に反映するということが求められていると考えております。このために、家畜の疾病や、あるいは病害虫の発生状況でありますとか、あるいは食中毒の発生動向、有害化学物質の汚染実態調査などを通じまして、幅広く食品の安全に関する情報収集を図っていきたくて考えております。また、こうして収集されました情報につきましては、必要に応じまして、食品安全情報評価委員会に意見を求めまして、その結果を重点的な監視指導、あるいは国への要望など、科学的知見に基づきます未然防止に向けた施策へ反映させていこうと考えております。

2番目の施策でございます食品等の生産から販売に至る監視、指導等ですが、食品の安全確保につきましては、さまざまな法令が関係いたしまして、複数の部署がそれぞれ担当しているという実態がございます。特に、東京都におきましては、特別区がそれぞれ保健所を設置し、食品衛生法に基づきます監視指導を行っております。食品衛生法上の定めでは、都は多摩地区の食品衛生業務を担当するという役割分担になっております。しかしながら、大消費地東京でございますので、食品の安全の確保を図るためには、都内全域をカバーする、広域的、あるいは機動的な監視指導が必要であろうと考えております。このため、特別区と連携をいたしまして、大規模製造業、輸入業、あるいは卸売市場など、広域流通する食品を取り扱う施設につきまして、都も特別区内で監視指導が実施できる体制を整備いたしまして、食品が広く流通する前の段階での安全確保というものを今後とも図っていきたくて考えております。

次に、食品表示の適正化の推進でございますが、食品の表示に関連します法律は、食品衛生法をはじめといたしましてJAS法、健康増進法、薬事法、景品表示法など、多岐にわたっております。また、頻繁にこういった法改正も行われておりますので、事業者としては非常に表示事項を遵守するということが難しくなっているのかなと感じております。また、都民にとりましても、表示は食品を選択する際の重要な情報源でありますので、表示事項が多岐にわたって、そのすべてを理解することができないということでは、やはり事業者と都民との連携というものも難しくなってくるのかなと感じております。このため、東京都では、特別区や、あるいは関係部署と連携をいたしまして、法、条例に基づきます適性表示に向けた指導の徹底を図っていきたくて考えています。また、遺伝子組換え食品マーク表示など、都民にわかりやすい表示の普及等も図っていきたくて考えています。

4つ目の施策でございます、緊急時の体制整備でございますけれども、食品流通の大規模化、広域化が進んでおりまして、海外での事件、事故が即日のもとに東京都の食卓の危

機につながるといった現状の中で、今後、予測困難な事態が発生する可能性が非常に高まってきているといえます。このため、今後発生し得る事故等を想定いたしまして、対応マニュアルの整備とあわせまして各局の相互連携を図る組織でございます、食品安全対策推進調整会議の緊急連絡会議の役割、こういったものも明確にしていまいりたいと考えております。

それでは、続きまして三つ目の柱であります、関係者による相互理解と協力の推進について説明をさせていただきます。お手元の資料11ページをごらんください。

ここでも四つの施策を掲げてございます。最初の施策の教育・学習の推進でございますが、関係者が相互の取組を理解して、協力を図っていくためには、食品の安全に関する知識と理解が求められるということでございます。このため、東京都ではホームページであるとか、あるいは冊子の発行、報道機関への公表など、さまざまな媒体を通じまして、食品の安全に関する情報提供、あるいは普及啓発を図ってまいりたいと考えています。また、地域、学校、家庭など、あらゆる機会をとらえまして、食品の安全について学ぶことができるようなさまざまな場の提供を進めていきたいと考えております。さらに、自主的な学習に取り組みます都民に学習の場所の提供などの支援というものも行っていまいります。

次に、事業者による情報公開の促進でございますけれども、都民の事業者への信頼向上と相互理解に向けまして、事業者による積極的な情報提供が求められております。このため、昨年度から立ち上げました、生産情報提供事業者登録制度の普及でありますとか、今年度秋口から開始をいたしますが、自主回収、報告制度の遵守、あるいは暮らしの安全情報サイトの活用などを通じまして、事業者による都民への情報提供を推進する仕組みを構築してまいりたいと考えております。

三つ目の施策であります、情報の共有化、意見の交流等の推進でございますが、関係者の相互理解と協力を進めるために、関係者間で食品の安全に関する共通認識というものを醸成することが必要となっております。その前提といたしまして、関係者間での情報の共有化、意見の交流というものが不可欠となっております。このため、東京都におきましては、食の安全都民フォーラムでありますとか、都が提供しますインターネットサイトなど、さまざまな手法を活用いたしまして、さまざまな主体の組み合わせによる情報、あるいは意見の交流を推進していきたいと考えております。

四つ目の施策でございますが、都民・事業者の意見の反映という部分でございます。関係者の相互理解と協力に基づく食品の安全確保施策を進める上で欠かせないものだと考えております。このために、この食品安全審議会でありますとか、あるいは消費生活対策審議会、あるいは各都の保健所に設置されております、地域保健医療計画推進協議会など、各種会議を通じまして意見の反映というものを図ってまいります。また、都民の声でありますとか、消費生活条例に基づきます申し入れ制度などを活用いたしまして、広く都民の意見を紹介してまいりたい。それから、日常業務の中で寄せられます相談、こういうものに対する着実な対応も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最後の体系という形になりますが、お手元の資料12ページ、安全を確保する施策の基盤づくりについてでございます。ここでは二つの施策を掲げてございます。

最初の基盤となる調査研究・技術開発でございますが、科学的資源に基づきます施策を推進するためには、その基礎となる根拠というものがなくてはならないということでござ

います。10ページにも書いてございますとおり、各種の検査、分析方法の開発でありますとか、あるいは食中毒の起因菌の死滅温度であるとか、そういった基礎的な研究、あるいは技術開発が欠かせないという状況になっております。このため、東京都におきましては、新たな検査法の開発であるとか、あるいは食中毒などのリスクの低減、これを減らすような手法などの研究を進めまして、その成果を学会発表であるとか、あるいは事業者への普及などにより、食品の安全確保に反映をさせていきたいと考えております。

最後の施策、区市町村、国等との連携でございますけれども、都内で消費される食品のほとんどは都外、あるいは海外で生産、製造されたものということになってございます。これまで述べてまいりました三つの柱に基づく施策を推進しまして、都における食品の安全確保を図る上で、関係自治体であるとか、あるいは国との連携というのは不可欠な基盤ということになってございます。このため、首都圏等と近隣自治体との定期的な会議を開催しまして、情報交換など、広域的な連携を図ってまいりたいと考えております。また、食品衛生法違反にかかります日常的な業務を通じまして、都内の基礎的な自治体である特別区との連携強化等も図ってまいりたいと考えております。さらに、輸入食品の検疫を担当しております国との情報交換であるとか、違反処理について連携を図っていくとともに、必要に応じまして、例えばナショナルスタンダードである比較基準の設定であるとか、あるいは検疫業務の充実強化に対して提案要求を行っていききたいと考えております。

以上、事務局として考えております第1章から第3章までの案ということでございます。大変説明が長くなりまして申しわけございませんでしたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○丸山部会長 大変詳しい案を細かく説明いただきまして、どうもありがとうございました。

非常に膨大なものでありますので、一遍にというより、まずは1章、2章、3章と分けてご審議をいただきたいと思っております。

まず、第1章の「計画策定に当たって」という部分でございますが、これは資料3になります。ここの部分についてご質問、あるいはご意見があれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

○田近委員 第1章の食品の安全確保における現状・課題として、輸入農産物から出る残留農薬の件などが記入してあります。これは第3章の食品の仕入れ、販売等に関する記録とその保管は消費者への情報提供のため大変重要というお話がありまして、それとも関連してしまうと思うのですけれども、身近な例としまして、野菜の現地の表示についてちょっとお話ししたいと思っております。

現在、国産の野菜の産地については9割以上、表示されていると思います。ただし、外国から来たものについては、その国名だけしか書いてありませんで、例えば、この間みたいに中国からの野菜の農薬のことなんかがありますと、もう消費者としては、じゃあ中国野菜は全部だめなんじゃないかという不安がどうしても来てしまいます。中国と申しましても大変広いですから、各地によって産物の質なども大分違うと思います。例えば、中国のどこの省の食品からこういうものが出たという、そういう細かい報道がありましても、いざスーパーに行きますと、中国としか表示がなくて、果たしてこの食べ物がこの間報道があったところから来ているかどうかわからなくなってしまいます。そういう漠然とした

不安が消費者としましては大きな不安材料となりまして、じゃあ中国産はすべてやめてしまおうかということになってしまいます。ぜひ、外国産につきましても、特に、今、大変多く出回っております中国からの野菜ですとか、そういう大変多く出回っているものにつきましても、どこの地域のものであるかまできちんと知らせていただきたいと思います。

例えばスーパーに行きまして、これはこの間、報道があった省とは違うものだから買うということもできますし、それは売るほうのサイドに立ってみても、売り出しやすいと申しましょか、胸を張って勧めることができるのではないかと思います。消費者と流通の両方にとってもいいことではないかと思います。

それから、もう一つ、例えば、こういう問題がありましたら、どうぞ都の職員の方々も、現地に赴いて、その現状を見ていただくということもしていただいて、直接都民にその状態などを知らせていただければいいのではないかと思います。都民に対してそういうことをいろいろやっていただくことに関しましては、都民側としては応援したいと思いますので、ぜひ、現場の状況を担当している方々が直接見ていただくこともしてほしいと思います。

○丸山部会長 田近委員のご意見は、この計画策定の当たってというところにどういう部分で、どういうものを入れたらいいという、そういうご指摘をいただくと事務局でも大変わかりやすく、お答えもできると思います。確かに、都民の意識としては、今おっしゃったような、単なる中国ということだけでなく、もっと細かい情報が欲しいとか、あるいは都の職員が現場に行って調べてほしいという、そういうご要望という、そういうお気持ちはあるのだらうと思いますが、この計画策定にどういうふうに反映させていってほしいと、そういうご意見になっていただくと大変ありがたいのでございますが。

個々のお話でも結構ですが、今、ご意見も出たので、細かいことで大変恐縮なのですが、事務局、いかがですか。

○小川食品監視課長 現場の声をいろいろ教えていただきましてありがとうございます。確かに、実際、中国産というものがあっても中国は広うございますので、そういう細かい情報が必要だというご要望とか、そういう意見があるということは承っていきたいと思います。私どもで行っております残留農薬の調査とか、違反食品の現状とか、そういうものの中で、当然、野菜類とか果物類などがございますから、そういう部分については現状と課題の中に、中国の部分も十分厚くして書き込むことはできると思います。

それから、現地調査につきましても、いろいろな状況がございますので、そういうようなことも私どもといたしましては実際に見たいと思っていることはあるわけですが、なかなか難しい場合には、消費者の方とか、そういうようなチャンネルを通じて情報を得ることもできるかと思います。場合によりましては、国の人たちとの情報交換でも、中国の現状がどうなっているのかという調査はできると思います。その辺も含めまして、ある程度現状の中に書き込めるものは書き込んでいきたいと考えております。

○丸山部会長 よろしいでしょうか。

高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 第1章に現状認識として書き込むという、「はじめに」の次に「食品の安全確保における現状・課題」とあります。食をめぐる事件、事故の発生というところで、それがほんとうに健康に危険が及ぶものなのか、ただの詐欺事件なのか、そのあたりの分析

をきちんとしていただきたい。先ほどの林委員のご発言にもあったように、これが一つのリスクコミュニケーションの教材になり得るものであるならば余計そのあたり、マスメディアがあおる論調に乗るのではなく、例えば、BSEの発生はそれはそれとしてきちんと書く必要があると思いますが、牛肉偽装表示事件というのは牛肉をかたった詐欺事件です。そして、産地偽装の問題というのは、これは並品として売るのであれば何の問題もないものを、偽ったことが問題でした。それから、指定外添加物も、それ自体有害なものではなくて、ただ、日本で使ってよいというリストに入っていなかった。そのあたりのことをきちんとして書き分けて、現状分析をしていただきたいと思います。これはお願いです。

○丸山部会長 ご意見ももっともなところなので、確かにほんとうに健康被害を及ぼすものなのかどうかというものと、そうでないものと、きちんと分けられないものもあるかもしれませんが、そういう現状分析というものをしておかないと、単に不安をあおるということになってしまいますので、そのあたりは非常に大事なところだと思います。こういう表現、あるいは仕分けをするときに考慮をいただきたいと思います。

池山委員、どうぞ。

○池山委員 東京の地域特性と都の取組のところですけれども、地域特性は確かに地域特性でありますけれども、都の取組のところは、ちょっと丁寧に書いていただきたいと思うんです。

というのは、私ども消費者がこういう文章を読みますと、本来これは国がやること、これは都がやるという整理がよくわかりませんで、身近な都に、すべてやるべきだとか、こうすべきだと要望してしまうのですけれども、そこら辺のところは消費者にわかりやすく書き分けていただきたいと思います。

私は、消費者の立場から見ますと、東京都の消費者行政と食の安全・安心の取組は国を先取りしていると、ちょっと誇りに思っていました。そういう意味で、この国の制度を補完するというのは、食品安全条例のときにもちょっと発言したのですけれども、ちょっと遠慮だなと思っております。先取りするぐらい書いてもいいのではないかと思うのですけれども、やはり都独自で非常に未然防止策の推進を随分昔から、表示なんかについても独自に十何品目かを都民の意見を入れてやっていた時代もありますから、そういうところをちょっと丁寧に書いていただくと、この推進計画も、やはりそういうところで、要するに都が国の取組だけではなく、都が先進的に取り組むのだという、そういうものがこの推進計画全体にわたって基本になるといいと思いますし、私もそういう立場で発言したいと思いますので、この辺は枚数の関係もありますけれども、ちょっとわかりやすく丁寧に記述が必要だと考えます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

国の政策を補完するというスタンスでなしに、もっと独自に都の食品安全というのはこうあるべきだという考え方を全面に出していいのではないかと、もっと自信を持ってやっていいのではないかと、そういうご発言でございます。

ほかにいかがでございますか。松田委員、どうぞ。

○松田委員 私は都民じゃないものですから、今のご意見に反論させていただきたいのですけれども、要するに都民と一般の消費者大衆、国民との間に、食品安全性に対する評価の違いとか何かは本来あってはいけないことだと思っております。国のほうでも、いろい

ろやっているはずですし、国と都が食品安全性について一体何をどうやって分担し合うのかというところがそもそも私にはよくわからない。本来、国が一貫してきちんとやってくればいいのですけれども、国のやっていることは不十分だから都が独自に手を挙げてもっと先進的なことをやるというのは、そういうおっしゃり方でしたらわかるのですけれども、それも都のやっていることがほんとうに先進的なかどうかということを考えて、きちんと評価してみると、私はトレーサビリティをずっと国のほうでやってきたので、そういう考え方からいうと、都の制度というのは中途半端でいかなんか思っているわけです。

そういうこともありますので、必ずしも都が先進的にやっているわけじゃないということで、独自にやっているというのは構わないのですけれども、あまり先進的というのをやってしまうと、国で一生懸命やっている人たちは怒るんじゃないかなという気もちよっとします。これまでやられてきた方がそういう自負を持っていらっしゃるといのはすごくいいことだと思っておりますけれども。

それともう一つ、東京の地域特性ということで、都では生産力はほとんどないというのはみんなわかっていることです。先ほどの参考資料には、農産物の自給率しか出ていないのですけれども、食品全体で考えたときの自給率はこれよりもっと小さいのではないかという気がします。そういう生産に関する力が全然ない地域で、生産者を縛るということになりますから、それはやはり他地域、要するに生産地域との連携というものなしにこういうことを考えることは多分できないだろうということで、一番大事になってくるのは、都が独自にやることではあっても、生産側の協力がないと実施できない、実現しないということをきちんと認識しておくことが必要なのではないかという気がします。

だんだん、しゃべっているとかわずもがなというか、余計なことを言いそうで嫌なのですから……。

○丸山部会長 どうぞ。

○松田委員 卸売市場の流通のデータがあったのですが、東京都の卸売市場の半数ぐらいがよその県に出ていっているということなんです。昔からずっと不思議だったのですが、どうして都税で卸売市場を賄っているのかなというのが非常に不思議です。いっそ民営化したほうがいいんじゃないか。民営化論者なのでそう言うのですけれども。

それと、もう一つ、卸売市場で安全確保のための何とかというのがあったのですが、市場でリスク対策というか、危機管理のマニュアルとか何とかというのを書いていたと思います。卸売市場制度自体が今、安全性から見ると、非常に危ないところだと我々は見えています。諸外国のスーパーマーケットを見ていますと、卸売市場から物を買わないという時代になっています。卸売市場の経由率は20%ぐらいになっています。それを考えてみると、日本で60%以上も卸売市場を通っていることのほうがよっぽど異常だと考えたほうがいいと思います。

どうしてそういうことを言うかということ、卸売市場というのは施設とか設備から見ると貧弱なんです。スーパーの物流センターなんか、きちんと管理しているようなところと比べますと、入ってきたものは野ざらしにされているケースが非常に多いというようなことを考えると、卸売市場でも生産者に要求するような衛生管理、安全管理の方策を要求しなければいけないのではないかという気がしています。それは、世界卸売市場連盟というところで、今、グッドプラクティスガイドラインというものをつくっています。卸売市場の

ためのものです。そういうものを参考にされたら、卸売市場の日常業務の衛生管理みたいなものはきちんとできるようになるのではないかという気がいたします。

まともらなくなってしまうかもしれませんが、初めてこういうところに出させていただいたので、これまでの経緯がよくわからないというのもありまして、いろいろな勝手なことだけ言わせていただきました。

○丸山部会長 大変貴重なご意見をいただいたと思います。私たち、多くの人あまり気がついていないようなご指摘をいただいてありがたく思っております。

ただ、松田先生、卸売市場の民営化とか何とかというのは、今ここでどうということがなかなか難しい。先生がご指摘のような、市場での衛生状態というのは、確かに大変難しい問題があります。私も少ない経験ですけれども、魚市場での状態なんていうのは、外国の人が見るとびっくりする。まぐろを床を引きずって歩くとか。それどうするんだと言うと、生で食べると。そんなの信じられないと、そういう状態が現実にはある。それを今どうするということが、この委員会、部会の中でどう反映するかというのは大変難しい問題だと思いますが、十分そういうことは考えていかなければいけないだろうと思います。

それから、もう一つ、先ほど池山委員が、「東京都独自の」とおっしゃったのは、多分東京の地域特性ということをしつこくこういうふうに出しているのだから、そういうことをよく反映できるような都の取組というふうにしてもらいたいというのがご趣旨かと私は伺っているのですが、池山委員はそういうことでよろしゅうございましょうか。松田委員とはちょっとニュアンスが違うかもわかりませんが。

○池山委員 先進的なことをやっているというようには私も思いませんけれども、やはり今までの都の取組は、不十分ながらも、国の食の安全、安心の施策に対して、国ももちろん十分だなんて思っていないけれども、それに対してそういう意味では補完かもしれませんが、かなり国の抵抗があって、私ども消費者団体が都に対していろいろ要求して、都のほうもかなり国の法律上、無理なところをいろいろと上乘せだとか横出しとかいろいろ言っていましたけれども、そこで我々の意見を取り入れた施策をやってくれたという経過がありますので、その意味で私は言っているだけのことです。

ですから、そういう形で今度の都の取組についても、その辺のところも、特に輸入食品のところなんかはすごくそれを感じるんです。国の検査ですり抜けたのが、都の検査で市場から持ってきたので見つかったとかというのがありますから、そういう意味で私はぜひ都に頑張っていただきたいと思っているだけです。

○丸山部会長 ありがとうございます。

関連してございますか。

○小澤委員 今、松田先生からお話をいただきまして、私もすごく納得しております。日本の食料自給率は41%だと思います。40年前は72%ありました。これほど減ってきているわけです。東京都は20%。もう東京都だけでは生きていけない。ほとんど生産を委託している。こういう事実の中で、一方で今、生産地の話をしましたけれども、チェーンストア各社においては、農産物は5割以上が市場から入っていないという企業もあります。直接栽培、直接農家との契約でございまして。日本の農場、海外の農場と直接契約です。したがって、市場という表現よりも、生産者の調査だとかアセスメントを入れるとか、そういうことを条項に入れなければ全く意味を成さないのかなという感じがしております。

いまひとつ、このまとめ方ですけれども、一般の消費者というのは何もわからないことが多いわけですから、その目をつくっていただくと。消費者の90%がそうなんです。したがって、このまとめ方もちょっと逆転の発想をしていただいて、一般の消費者、生活者の視点で、わかりやすい言葉で、わかりやすい条項で使う立場で、食べる立場で、ちょっとまとめ直したらいいんじゃないかなと。これは全部上からの発想になっていますから、ちょっとその発想を入れたらどうかという感じがすごくしています。

○丸山部会長 ありがとうございます。

小澤委員は先ほどからもご発言いただいているように、わかりやすく。全員が消費者なわけです。生産している人も。ですから、消費者の立場から、表現も、もちろん考え方の基本からそういう姿勢でいくということが大事であるというご指摘でございます。

この第1章のことについてほかにご意見ございましょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 先ほどの高橋委員の、現状認識の切り分けをすべきじゃないかというご発言に関連しまして、それはおっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、最近の食品問題というのは、狭い意味の安全性の問題だけではなく、とりわけ信頼性の欠如といえますか、そういうことが非常に大きいわけで、その信頼性の欠如が買い控えを生み出したり、風評を生むということになっていると思います。そういう問題をこの計画ではどう取り扱うのかという問題が、そういう切り分けをすると出てくると私は思うんです。その辺についても、ある程度の事業者と消費者の信頼性の確保策、それからさらにそのためのコミュニケーション、そういう分野が一つは出てくるのかなと思っています。

それと関連するのですが、遺伝子組換え食品、これは安全性の問題なのか、信頼性の問題なのか、表示の問題なのか、いろいろ議論があると思うのですが、この参考資料の中にあります、モニターの調査の結果を見ても、遺伝子組換え食品は結構大きな都民の関心と呼んでいます。この問題について、この中では全く例示されていないので、言及される必要があると思います。これはどういう問題として整理するのか、ちょっと議論が必要だと思いますが。

○丸山部会長 高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 今、まさに林委員がおっしゃったように、遺伝子組換えにしても、信頼性の問題なのか、安全性の問題なのかということを書き込むべきだと思います。全部一緒くたにして不安だと言うのではなくて、それが混在していることが今、大きな問題なのだとすることを明記してほしいという意味です。

○丸山部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで、特に今問題になっています、左の2番目のところは、先ほどから出ていますように、全部一緒くたにしてしまうのではなく、今、申し上げられたような、そういう意見を入れて整理をするということが非常に重要だろうということでございます。

○小川食品監視課長 貴重なご意見をありがとうございました。

もう1点、事務局のほうで、先ほどの国と自治体の役割のところ松田委員がちょっとおっしゃったと思うのですが、私どもはフィールドを持っているというか、要するに現場を持っているというか、そこところが国との違いの一番大きなところではないかと思っております。規格とか基準とか、制度とかシステムをつくるというリスク管理の部

分は国の役割と感じておりますが、同じリスク管理であっても、やはり自治体は現場で直接消費者の意見、事業者の意見、いろいろな事件・事故を直接目の当たりにしているというところがありますので、その辺もある程度、こういう計画の中に私どもは反映させるべきだと考えてはおりますので、私のほうから補足させていただきたいと思っております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

まだご意見があろうかと思いますが、後でまたバックしても結構でございますので、少し先に進ませていただきます。第2章の「食品安全推進計画の考え方」の概要という部分ではいかがでございましょうか。

○高濱委員 すみません、前のところでよろしいでしょうか。

○丸山部会長 はい。

○高濱委員 東京都が「食品の大消費地」や「食品流通の拠点、情報の集積地」であることを示すデータがございましたが、この中では東京都と全国が対比されています。また、「食の安全に関する都民の関心の高まりを示すデータ」のところで、都民を対象としたアンケート調査の結果が示されております。ところで、この検討会で検討する課題のうち大きなものは、食の安全と安心の問題をどう考えていくかということです。安全と安心の問題が乖離していることが大きな問題でありまして、その原因の一つが、生産の現場と消費される場所に大きな距離が生じているということではないかと思っております。

東京都の場合は、生産の現場がほとんどほかの県ということでございまして、そういう点が特に顕著なわけでありまして、都民が食の安全に関しどういうところに不安を持っているかという問題については、おそらく全国的な傾向とかなり違っているところがあるんじゃないかと思うんです。内閣府の食品安全委員会とか農林水産省とか厚生労働省とか、ほかのいろいろなところでも全国的な調査をされていると思っておりますので、そういう調査と、都の行っている都民を対象とした調査とを比較検討されて、どういうところに東京都の消費者の意識が特色があるのかということ全国との対比で、ほかの地域との対比で検討されると、今後、都民に対するリスクコミュニケーションを進めていく上で少しプラスになるのではないかと思いますので、そういう検討もしていただければと思っております。

○丸山部会長 事務局、よろしゅうございましょうか。

○小川食品監視課長 調査いたしまして、そういうデータがあればまとめていきたいと思っております。

○丸山部会長 ありがとうございます。

戻りまして、第2章の資料4でございまして、ここの部分についてはいかがでございましょうか。

これは推進計画をつくっていくときの順番みたいなものですから、こういうことでよろしいのだらうと思っております。

続きまして、第3章のところは、資料6、7というところまで含めると、結構膨大なもので、先ほど、中村さんのほうから大変詳しくご説明いただいたのですが、まさにここは一つの目玉になるところなのですが、ここについていかがでしょうか。

田近委員、どうぞ。

○田近委員 教育学習の推進のところでもちょっとお話ししたいことがあります。また方向がずれてしまうかもしれませんが、そこはお許してください。

このような場、例えば地域保健などを考える場でいつもお願いしていることなのですが、学生の姿が見られないんですね。今、食に関することを学んでいる学生、将来的に仕事をしたい学生、研究したい学生はたくさんおられます。ただ、そういう学生たちが実際の中で、自分たちの学んでいることが社会でどのように進んでいくのか、それを経験する場がございません。今、ちょうど大学の先生たちもいらっしゃいますので、また、大学生を持つ親としての意見、要望ですので、ぜひ、この教育学習推進の中に、現在、専門を勉強している学生たちも中に入れて取り組むような施策を入れていただきたいと思います。

例えば、こういう場において学生に見させることだけでも、彼らにとっては非常に大きな財産となります。たくさんすばらしい施策を考えていて、とてもすばらしいと思うのですが、この施策を支えていくのは次の世代なわけです。こういう施策をつくった、それがちゃんとうまくいくように支えていく次の世代を育てることまで、こちらの方向性なりに盛り込んでいただければ、大変ありがたいと思います。

真の意味でのインターンシップみたいなことを東京都がしていただけると大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○丸山部会長 事務局、いかがでございましょうか。今、若い方々のご意見をこういうところにどう反映をさせていくか。ぜひ、そういう時代を担う人たちの意見、あるいはそうした勉強の場というものを与えていくということをこういう中に盛り込んでもらえないかと、こういうご意見だと思っております。

○小川食品監視課長 これはまた後半のほうでご議論いただく内容かと思うのですが、今、食育という内容でいろいろと取組とか検討が行われていると思います。やはり、次世代の方たちに、単に食品の安全だけではなくて、食生活などについても取組をしていかなければいけないと考えておまして、私どもの計画の中にどの程度の部分まで盛り込めるかということを含めて、ご議論いただきたいと思います。そういう時代に来ておりますので、少なくとも今のご意見の考え方などはこの計画の中に何らかの形で反映できるようにお示しできるのではないかと考えております。

○丸山部会長 これは基本的なプランですから、これに続いて4章で戦略プランというものを示していく。そういう中で、今、田近委員がおっしゃったようなご意見も十分に検討しましょうということでございます。

ほかに。湯田委員、どうぞ。

○湯田委員 5ページの施策の体系の基本的プラン、1から3まであるかと思います。特に、私どもとしては3番、関係者による相互理解と協力の推進ということで、行政、都民、事業者、三者が一体になってこのことを進めていかないと、食の安全と安心というのは確保できないのではないかと。こんなふうに日ごろ思っております。そういうことで、この辺のところをより具体的にわかりやすく書いていただければよろしいのかなと、そんなふうに思っております。

私どもとしては、1番の安全な食品の供給というところが一番重要な部分であろうかと思っておりますけれども、それぞれ関係者のご理解と協力がないと進んでいかないのではないかと、そんなことを思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○丸山部会長 ありがとうございます。

ほかに。松田委員、どうぞ。

○松田委員 今の質問とも関係するのですけれども、事業者に対するいろいろな技術的支援を考えていच्छゃると。それが1のところにあるのですけれども、これは先ほどからの食品自給率みたいなもので考えたら、これは他県にある事業者に対しても同じような技術支援をするのですか。そうしないときちんとできないような気がするのですけれども。

○中村食品安全担当係長 他県の業者さんに対する具体的な支援というのは難しい面が確かにあります。ただ、情報提供という形ではしていけるのではないかと思います。もちろん、窓口というものが必要になっていますので、例えば、事業者の団体さんであるとか、そういうところを通じて、東京都で蓄積、ノウハウであるとか、あるいは東京都が調査した結果であるとか、そういう情報提供という形での支援、そういうものを進めていけるのではないかと考えております。

○丸山部会長 中村さん、審議会の中で認証の部分で、東京都だけの事業者ではなくて、よその県の人も入っているというお話がございましたね。

○中村食品安全担当係長 生産情報提供プロジェクトですね。

○丸山部会長 そういうのも一つは、他県への支援ということにはなるのですか。

○中村食品安全担当係長 そうですね。どちらかといえばあれは都民に対する情報提供を他県の業者さんにもしていただくということですが、逆に、そういった意味では東京都のノウハウをお知らせするということもできると思っております。

○丸山部会長 松田委員、そういうことで。

○松田委員 そういうふうに考えますと、それぞれ、今、各県でいろいろな試みがやられていまして、例えば、先ほどおっしゃられた事業みたいなものでも、認証制度みたいなものいろいろなところをつくっているんです。それを、例えば、千葉県のエコ農産物の生産者として登録されている人が東京都に出すときには、都の認証を受けなければいけないのか。それはまた二重手間だから勘弁してほしいと、当然千葉のほうでは言うと思うんです。そのときに、いわゆる国際的にこういうものを決めるときにハーモナイゼーションという、どうやって調和させるかというのがあるので、その辺のことは、例えば千葉でそういうものを取ってから、東京都の登録制度みたいなものに乗かって、そのまま出してもいいというようなことにはならないですよ。それをちょっと確認したいのですが。ほんとうはなってほしいのですけれども。

○丸山部会長 今、松田委員がご指摘のように、いろいろな県が取り組んでいच्छゃる。その相互協力とか乗り入れとかいうことについて都はどう考えているのでしょうか。

○武田産業労働局副参事 産業労働局ですけれども、まさに今おっしゃったとおり、千葉県のエコ農産物ですとか、茨城県のネットカタログとか、どちらも認証が取れていれば、都のほうの登録制度にも載せますという形で今、連携をとりながらやっている最中がございます。

○丸山部会長 よろしいでしょうか。

池山委員、どうぞ。

○池山委員 小さな問題なのですが、事業者責任と出ていますけれども、さっき松田委員の発言にもあったように、事業者団体というのは結構大きな力を持っているのではないかと思います。国の消費者保護基本法の改正でも、新たに事業者団体の責務が入りましたので、やはり事業者団体というのは一定の影響力を事業者に対して持っているのです、その

辺もちょっと視野に入れて、今のお答えにもありましたけれども、この計画については、言葉として入れるか入れないかというのはあるのですけれども、私は入れたほうがいいのではないかと考えております。

○丸山部会長 事業者団体ということですね。こういうことでは高濱委員がご関係かと思いますが。

○高濱委員 食品安全条例の制定の過程におきましても、私どもが窓口になりまして、全国の業種別の団体でありますとか、東京都の食品産業協議会さんとか、そういうところと東京都の皆さんとが意見交換をする場を設けたりしております。それから、ことしの秋から始まります自主回収報告制度につきましても、いろいろと私どもが意見交換をする場を設けまして、そういう施策が円滑に実施できるように協力をしているところです。食品安全推進計画につきましても、関係の事業者の皆さんが十分に理解できるよう、私どもとしてもできる限りのことをしたいと考えております。

私個人の意見を一つ申し上げたいと思うのですが、少し細かいことですが、10ページの3番で食品表示の問題が出ています。先ほど松田委員がおっしゃったこととも関係すると思うのですが、この中に、都民にとってのわかりやすい表示の普及というのがあるのですけれども、表示の方法というのは都民だけではなく、国民一般にとって同じでないはずではないかと思えます。東京都だけで独自の表示方法を仮に設けられるとすれば、東京都で消費しているものはほとんどが他県から来ているわけでございまして、東京都向けに特別の表示をしなければいけないということもあり得るわけです。この辺につきましても、ぜひとも慎重にご検討いただきたいと考えております。

○丸山部会長 今の表示、これは東京都のだから「都民の」と、こういう表現をするわけでしょうけれども、その扱いについては十分配慮をして表現をすべきだろうということだと思います。

○中村食品安全担当係長 今の表示の部分についてでございますけれども、まさに国との役割分担といいますか、補完するという形で、特に、今、バイオマークなんていうのを立てるわけですが、強制という形ではなく、事業者の方にご協力をいただきながら普及させるという形で進めております。今後ともそのような形で進めていきたいと思えます。もちろん計画をつくるに当たりましても、そのようなスタンスで進めていければと思います。

○丸山部会長 ありがとうございます。

○小川食品監視課長 ちょっと補足させていただきたいのですが、表示方法の普及というのは、そういう意味もありますけれども、わかりやすい説明会とか講習会とか、そういうものがなかなか少なく、私ども、健康食品などの講習会をやっていると、全国からその講習会に来られるわけです。それは、本来ならば国レベルとか、そういうところで行われればいいと思うところが、なかなか手が回らない現状があるかと思えます。私どもがやる講習会というのは、いろいろな法律を所管しているいろいろな関係部局が、全部一堂に集まって台の上にあがって、いろいろな質問に全部お答えするとか、実例を全部資料として渡すとか、そういうような非常にきめ細かい内容のものです。どちらかというと都民だけではなくて、3割方ほかの県から出席されるという現状もありますので、この意味の中には方法も含まれるということでご理解いただきたいと思えます。

○丸山部会長 ありがとうございます。

湯田委員、関連でございますか。どうぞ。

○湯田委員 表示のことですけれども、私どもは従来、食品衛生法に基づく表示を中心に業界へ教育をしまいたのですけれども、最近は食品衛生法以外の、いわゆるJAS法もやらないと、やはり表示の問題は解決しないのではないかと考えております。昨年あたりから農水のほうのご協力をいただきながら、JAS法の説明会も行っているというのが現状です。

また、私どもの地域にあります支部では、消費者と行政と、私どもの業界で、表示について実態調査とか、そんなことをやったりしております。

○丸山部会長 田近委員も表示のことですか。田近委員、どうぞ。

○田近委員 同じく表示の件なのですが、先ほど、バイオマークのことについてお話がありました。それについて現状はどうなっているかお話ししたいと思います。

都が独自につくられましたバイオテクノロジーのあの表示は、残念ながら私は見たことがありません。私が住んでいる地域の大きなスーパーはすべてありませんし、新宿のデパートも見た限りでは残念ながらありません。ですから、そういう独自のマークをつくられて、それを広めたいのならば、より徹底した指導ですとか、広報ですとか、監査等が必要になると思います。

現状をお知らせいたしました。

○丸山部会長 事務局、何かありますか。

○小川食品監視課長 努力してまいります。

○丸山部会長 ほかにございますでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 三つほど。前の第2章に戻るかもしれませんが、一つは、大きな柱で食品安全条例の3条の基本理念を引いているわけですが、未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保は大きな位置を占めているわけです。この科学的知見というのは、絶対的なものなのか。最近のリスク論でいうと、不確実性ということがあって、例えばBSEの食品安全委員会のレポートを見ても、わからないことがたくさんあるわけです。そういう不確実性がある、その不確実性から、いわゆる予防原則というものが導かれています。この未然防止というのは、いわゆる予防原則的な考え方を含むのか。その点について一つ質問したいと思います。

それからもう一つは、先ほども高濱委員からご意見が出されたと思いますが、食品衛生の監視指導計画です。これは三つの柱の、未然防止、拡大防止の中の監視指導にほとんど絡まる話です。この推進計画は5か年計画であるが、監視指導計画は1年ごとです。食品等の生産から販売に至る監視指導等のほとんどの部分が監視指導計画のいわば大もとになってくるのではないかという気がするのですけれども、その辺の関連性についてどういふふうに理解したらいいのかということです。

それから、三つ目はリスクコミュニケーションに絡む話ですが、これは前の食品衛生調査会のときから主張しているのですが、リスクコミュニケーションを進めるときに、行政主導ということで進めるのもありうるけれども、同時に消費者だとか事業者が入って、行政と三者で構成するような委員会みたいなものをつくって、そこでリスクコミュニケーシ

ョンを推進していく必要もあります。11ページでは、さまざまな主体の組み合わせや集合による情報、意見の交流を推進となっております。これは結構ですけれども、もう少し具体的にブレークダウンした計画にしなければいけないと思います。この記述はあくまでも心構えで、もっと具体的な制度であるとか、進め方であるとか、推進の主体であるとか、これからの議論でしようけれども、そういうことを書いておく必要があるのではないかということです。これまでのことは食品保健懇話会の開催などと書いてありますけれども、具体的な施策を書く必要があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸山部会長 今の三点、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○小川食品監視課長 それでは、基本的なところなので、私と中村が分担して答えさせていただきます。

まず第1点、未然防止の裏づけとなる科学的知見の問題だと思えます。これは、以前にも条例の審議のときにご議論になったかと思えます。要するに、未然防止というのと予防原則というのを混同して考えられる方がいらっしゃると思うのですが、私どもはあくまでも未然防止というのは、要するに今の科学技術で最高の水準のもので判断せざるを得ない状況で取り得る対応と考えております。

確かに、科学的知見というのはまだ十分でないものがありますので、わからないことはたくさんあるわけです。そこまで踏み込んでやってしまうと、それこそ食品すべてのものが、ゼロリスクはないといっても、限りなくゼロリスクに近づくような考え方になります。それこそ今ある有用な食べ物がもっとも狭まってしまうと、そういう恐れもあります。私どもといたしましては、少なくとも、今ある最高の科学的知見をもとにある程度判断していくことが基本的な考え方でございます。それも行政が単独で考えるのではなく、条例では食品安全情報評価委員会にある程度お諮りして、その辺の考え方を確認するという主義をとっておりますので、少なくとも未然防止に対する科学的知見の評価というものは、今の私どもとしては、そういうような取組をしながらやっていかざるを得ないと。それが一番現実的であるというふうに考えております。

それから、三番目のリスクコミュニケーションの話でございますけれども、これにつきましては、非常に重要な課題だととらえております。今後、私どもといたしましては、この計画で次の部会のときに、その辺の中身について少し触れさせていただくということと、こうすればすぐリスクコミュニケーションが機能して、みんな不安が取り除かれるという妙薬はないものですから、これは少し時間をかけて、どういう形でリスクコミュニケーションという手法なり考え方を広めていくか、それをじっくりこの計画の中に盛り込めればいいのかなど、今は考えているところでございます。

単に箱ものをつくれとか、そういうことではなくて、もうちょっとじっくりとした取組が必要かなと、今のところ考えておりますので、次回の部会のときには、もう少し皆さん方のご議論をいただけるような形で資料を提出したいと思っております。

○中村食品安全担当係長 食品衛生法に基づきます食品衛生の監視指導計画と、この計画との関係ですけれども、冒頭にもちょっとご説明したのですが、食品安全推進計画というのは東京都の施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくために策定するものだということですので、今日関係5局が来ておりますけれども、都の関係局すべてが施策の体系、方向性というものを盛り込んだ中期的な計画と考えております。

一方、食品衛生法に基づきます監視指導計画のほうですけれども、あくまで食品衛生法の規定に基づきまして、私ども、今回、福祉保健局になりましたけれども、福祉保健局が実施いたします食品衛生の監視業務の内容を体系化した単年度の計画であるということです。

ですから、林委員がおっしゃられるように、推進計画の中に盛り込む一部の部分につきましては、法に基づきます監視計画というのは構成することにはなるのですけれども、今議論いただきます計画と、法に基づきます監視指導計画につきましては、どちらが上位で、どちらが下位であるとか、そういう関係というのはないと考えています。

それと、この食品安全推進計画につきましては、単年度で年次的に管理するということになじまないというものも当然、事業の中にありますので、そういった意味からもやはり中期的なもの、そういうものを明確にする計画と位置づけて、法に基づくものとは別という形で整理をさせていただきたいと考えております。

○丸山部会長 林委員、よろしゅうございましょうか。

○林委員 今の小川さんのお答えというのは、要するに、いわゆる予防原則的な考え方をとらないということなんですか。

○小川食品監視課長 文言的には予防原則というのは、非常に誤解を生む表現だと思います。正確な日本語訳がまだ定まっていないように聞いておりますので、予防原則という言葉はできることであれば控えさせていただきたいと思います。

○林委員 文言はともかくとして、要するにそういう考え方をとらないというふうになると、今後さらに議論が出てくることに対応できなくなるのではないか。EUではある程度原則的なものを決めたようですし。これは5か年計画ですから、その後だんだん新たな議論や知見が出てくるかもしれませんし、国際的な合意が生じるかもしれないので、あらかじめそういう考え方を否定するのはまずかろうと思います。

○小川食品監視課長 文言というよりは、考え方の中で、最新の知見に基づいてと私が申し上げたのは、例えば、5年後にまた新たな最新の知見が出るということであれば、すぐそれに基づいて検討するという意味でございまして。決して今の段階でとどまっているということではないので、常に見直す体制にはあるという考え方をとっていきたいと考えております。

○丸山部会長 まだご議論がたくさんおありのようなのですが、予定した時間が大分過ぎています。事務局、いかがでございましょうか。ご意見をこの場でなくても、事務局のほうに寄せていただくというようなことを考えてもよろしいわけですか。そうすると、それはいつまでにとかいうことがありますので、急にこんなことを言って申しわけないのですが、その辺の事務局の対応の仕方はいかがでございましょうか。

○中村食品安全担当係長 次回の部会を9月上旬と予定しております。9月上旬には、今日ご議論をいただきました第3章までの部分につきましてまとめをさせていただいて、もう一度お諮りしたいと考えております。タイムスケジュール的に考えますと、お盆休みに入られまして非常にお忙しい時期ではございますが、できましたら来週の水曜日ぐらいいまでにファクシミリ、もしくはメール等で事務局のほうまでお寄せいただければ助かります。若干おくれでも大丈夫かなという気はしますが、9月の頭までにうちのほうとしてもとりまとめたいという意向を持っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○丸山部会長　そういうことで、事務局も非常に大変な作業でございますので、来週の水曜日までに、ご意見があるときはさらに申し出ていただきたい。私のほうからさらに申し上げますと、できれば、どこの部分をこうだというようなことがわかれば、何ページのどこの部分をこういうふうにしたらどうだろうかというような具体的な指摘があれば事務局も大変助かるのではないかと思いますので、どうぞそのあたりも十分ご配慮いただきたいと思っております。

今日は大変たくさんご意見をいただき、ありがとうございました。さらに来週の水曜日までの追加のものを入れて、事務局は大変でございますけれども、次の部会までにそれを整理したものをご提示いただきたい。次回は4章と5章のところを集中的に審議をしていきたいと思っておりますが、事務局、それでよろしいでしょうか。

○小川食品監視課長　結構でございます。

○丸山部会長　それでは、本日は大変熱心に、また貴重なご意見を長時間にわたりましてありがとうございました。次回、第2回目の検討部会は既にご案内していると思うのですが、事務局のほうからお知らせいただきたいと思っております。

○小川食品監視課長　本日は長時間にわたりご議論をいただきまして大変ありがとうございました。今、部会長のほうからお話があったように、次回につきましては、既にご案内させていただいておりますけれども、9月2日、木曜日の午後で開催する予定でございます。出欠確認につきましては、改めて私どものほうからお伺いさせていただきたいと思っております。

○丸山部会長　時間帯は？

○小川食品監視課長　大変失礼いたしました。午後の3時から5時でございます。次回は9月2日木曜日の午後3時から5時になります。場所はまたご連絡差し上げますけれども、多分ここになるのではないかと思います。

以上でございます。

○丸山部会長　私の今日の議長役はこれで終わらせていただきます。事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

○小川食品監視課長　それでは、時間をオーバーして大変長い時間ご議論いただきまして大変ありがとうございました。今日皆様方からいただいたご意見につきましては、先ほど座長から言われましたように、私どものほうで再度整理し直して次回お示ししたいと思います。非常にタイトなスケジュールで申しわけございませんけれども、また次回以降、どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。大変ありがとうございました。

— 了 —